

坂戸市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する事
務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、坂戸市国民健康保険税条例（昭和32年坂戸町条例第2号）第11条に規定する普通徴収（以下「普通徴収」という。）に係る国民健康保険税の納付方法に関し、必要な事項を定めるものである。

（普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法）

第2条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法は、原則として口座振替によるものとする。ただし、口座振替によることができない場合や、口座振替によることが困難であると市長が認める場合は、納付書その他の方法によることができる。

（その他）

第3条 この要領で定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。